

施策名	大 事 項	海洋汚染対策	海上安全環境部
	中 事 項	外国船舶に対する海洋汚染防止設備等に関する立入検査（ポート・ステート・コントロール）の実施	
	小 事 項		
施策の概要	日本国に寄港する外国船舶に対しポート・ステート・コントロールを行い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際条約等の適切な実施を確保させ、国際基準を満足しないサブ・スタンダード船を排除することで、国内における海洋環境等の保全並びに財産の保護に貢献している。		
27年度の計画	<p>船舶からの規制値を超える油の排出、廃棄物の廃棄、排出ガスの排出等を防止するため、外国船舶に設置された油水分離装置及び原動機等の海洋汚染防止設備が国際条約の要件に適合していることの検査を行う。</p> <p>特に今年度は、船舶からの排出ガスに含まれ大気汚染及び酸性雨の原因物質の一つとされる窒素酸化物（NOx）や硫黄酸化物（SOx）の値が、条約等の規則で定められた値以下に抑制出来ているかについて重点的に検査を行う。</p> <p>なお、平成27年度のポート・ステート・コントロールの目標隻数を735隻とする。</p> <div data-bbox="587 1084 995 1413" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">外国船舶監督官による検査</p>		
26年度の実績と評価	<p>（実施状況）</p> <p>平成26年度のポート・ステート・コントロールの目標隻数720隻に対し実施隻数は695隻であり、立入検査実績は目標を下回ったものの、条約等の基準に適合しない油水分離装置等の海洋汚染防止設備等を改善させ、国内の海洋環境保全に寄与した。</p>		